

持ち物

事前に確認ください。

- 通帳など、申告者名義の口座情報が分かるもの マイナンバーカードか**下記の確認書類(*)**
税務署から届いた申告書やお知らせ(あれば) 三条市から届いた申告書やお知らせ(あれば)

(*)マイナンバーカードのない人は、次の個人番号確認書類と身元確認書類を各1種類ずつお持ちください。



- ・通知カード
(記載内容が住民票と一致しているときに限ります)
- ・住民票の写しなど個人番号が記載されているもの
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・資格確認書
- ・身体障害者手帳

代理人が申告するときは、次のものも必要です。

- ・代理人の身元確認書類
- ・申告者の個人番号確認書類と身元確認書類の写し(事前に添付書類台紙に貼ってお持ちください)

所得の確認のために必要なもの

給与所得、年金所得	支払者が発行する源泉徴収票の原本
営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(内職など)	収入と経費の内訳を記入した収支内訳書(事前に作成ください)、各種帳簿類、領収書など
一時所得	生命保険満期の通知など所得額を証明するもの

控除を受けるために必要なもの

雑損控除	三条税務署(☎32-6211)に問い合わせください。
医療費控除	通常の医療費控除 ※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。
	家族ごと、支払先ごとに合計額を計算した医療費控除の明細書(事前に作成ください)、保険金などで補填された金額が分かる資料
	セルフメディケーション税制 支払先ごとに合計額を計算したセルフメディケーション税制の明細書(事前に作成ください)
社会保険料控除	市や年金機構などが発行する昨年中に支払った金額の証明書
生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除	保険会社などが発行する昨年中に支払った保険料や掛金額の証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など障がいの程度が分かるもの
勤労学生控除	学生証か在学証明書
配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除など	扶養になる人の所得がわかるもの
寄附金控除	寄附先が交付する寄附金の受領証明書(災害支援金なども対象になることがあります) ※ふるさと納税のワンストップ特例申請をしても、確定申告、市民税・県民税の申告をすると無効になります。申告時には必ず「寄附金受領証明書」をお持ちください。
住宅借入金等特別控除	三条税務署(☎32-6211)に問い合わせください。

所得税の確定申告

三条税務署 ☎32-6211

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時から(土・日曜日、祝日は除く)

*受付は午前8時30分～午後4時

*2月13日(金)以前に申告相談を希望する人は、事前に予約ください。
(予約先 三条税務署 個人課税第一部 ☎32-6213)

ところ

燕三条地場産業振興センター リサーチコア

申し込み

LINEで事前に予約ください。

- ①国税庁LINE公式アカウント(右記)を友だち登録
- ②メインメニューの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択し、案内に沿って申し込む。



国税庁LINE
公式アカウント

*会場入場時に申込完了画面を提示ください。

*事前予約がないときは会場で入場整理券を配布しますが、状況により配布を終了することがあります。

*確定申告書などの控えに收受印は押しません。必要に応じて、自身で記録・管理ください。

会場に行かなくてもスマホ・パソコンで申告できる
国税庁 確定申告書等作成コーナー



e-Taxを利用ください

画面の案内に沿って入力すると、税額まで自動計算されます。

過去の申告データから自動入力できるほか、マイナンバーカードを使ってマイナポータルと連携すると、確定申告書、給与所得、公的年金等の源泉徴収票の項目が自動入力されます。

*マイナポータルとの連携は事前に準備が必要です。

確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携について
詳しくはこちら

作成コーナー 検索



準確定申告

三条税務署 ☎32-6211

亡くなった人の分は、相続の開始のあったことを知った日から4ヶ月以内に申告ください。

申告には、相続人全員分の氏名、住所、被相続人との継承柄などを記入した準確定申告書の付表が必要です。